

令和8年度
テレワーク定着強化奨励金
募集要項
(電子申請の手引き)



— 令和8年5月29日制定 —

令和8年度 テレワーク定着強化奨励金 電子申請の手引き

注 意 事 項

ご申請の前に必ずお読みください

- この手引きは、電子申請を行う事業者向けに作成しております。電子申請を検討する事業者においては、必ず確認した上で、ご申請ください。
- テレワーク定着強化奨励金では、国（デジタル庁）が提供する電子申請システム「J グランツ」のほか、郵送でも申請を受け付けます。
- J グランツでは、電子的に申請を受け付けるとともに、当該システムを通じて行われた申請に対する公益財団法人東京しごと財団からの通知等についても、原則として当該システムにより行います。
- J グランツを利用するには、法人共通認証基盤「G ビズ I D」のアカウントの取得が必要です。国（デジタル庁）の審査により I D 発行まで時間がかかるため、余裕を持ってご準備ください。なお、申請受付期間までにG ビズ I Dを取得できない場合は、郵送によりご申請ください。
- 申請にあたっては、東京しごと財団ウェブサイトに掲載している最新版の募集要項（電子申請の手引き）をご確認ください。
- 本奨励金では、申請事業者の在籍者以外（社会保険労務士や行政書士等）による、J グランツでの代行申請はできません。代行申請する場合は、郵送によりご申請ください。

【J グランツ】公式ウェブサイト <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ 操作方法等については、画面上部の「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

【G ビズ I D】公式ウェブサイト <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※ 取得方法等については、画面上部の「手続きガイド」>「ご利用ガイド」>「アカウントをこれから作成される方」をご確認ください。

【令和8年度テレワーク定着強化奨励金に関するお問合せ先】

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 テレワーク定着支援係

☎ 03-5211-0395（平日9時～17時） ※ 平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く

目 次

■ I. 奨励事業に関すること

| | | |
|----|----------------------|----|
| 1 | 奨励事業の概要 | 04 |
| 2 | 支給対象事業者の要件 | 10 |
| 3 | 事前準備 | 13 |
| 4 | 支給申請 | 13 |
| 5 | 審査結果の通知（支給決定・不支給決定） | 14 |
| 6 | 申請の撤回 | 14 |
| 7 | 奨励金請求 | 14 |
| 8 | 名称等の変更 | 15 |
| 9 | 奨励金支給決定の取消、奨励金の返還 | 15 |
| 10 | 奨励事業完了後の注意事項 | 15 |
| 11 | 支給対象事業者（申請企業等）の情報取扱い | 15 |

■ II. 提出書類に関すること

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 支給申請 提出書類一覧表 | 17 |
| 2 | 奨励金請求 手続 | 21 |

注意事項 取組・申請前にご確認ください。

- 本募集要項は、奨励金の対象となる取組・申請に関する内容を記載しています。本募集要項を確認してから、取組・申請を行ってください。
- 申請にあたっては、必ず「公益財団法人東京しごと財団ウェブサイト」に掲載している最新版の募集要項をご覧ください。
- 申請には、支給対象事業者の要件をすべて満たしている必要があります。支給申請前にすべての要件を満たしているかをご確認ください。

I. 奨励事業に関すること

1 奨励事業の概要

(1) 奨励金の目的

公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）は、テレワークの定着を図るため、都内中堅・中小企業等が取り組む下記に掲げる事業（奨励事業）に対して奨励金を支給します。

奨励金額 最大 40 万円（基本額 20 万円＋加算額 20 万円）

| 奨励事業 | 内容説明 |
|--------------------------|---|
| テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業 | 都内中堅・中小企業等が社内にプロジェクトチームを設置し、都が示すテレワークに係る各種の課題（社内コミュニケーション、人事評価制度、勤務時間管理方法等）及びテレワークができる従業員とできない従業員との間の不公平感に関して課題調査・検証・試行を行い、「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた（以下Step①から⑤までの取組を項目順に実施した）場合に、20万円の奨励金を支給する。 |

※ テレワークルールとは、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度において東京ルールの5つの戦略踏まえ企業や団体等が設定する「我が社のテレワークルール」を指します。

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言ウェブサイト

<https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>

<従業員間の不公平感の解消の緩和に資する制度や規定等を実際に導入した場合に加算>

都内中堅・中小企業等が、テレワークができない従業員が感じる不公平感の緩和に資する制度（柔軟な労働時間制度、出社手当制度等）や規定等を導入した場合には、奨励金が **20 万円加算**となります。

(2) 奨励事業の流れ（手順）

※ 申請企業等が実施

※ 財団が実施



- Step①の従業員調査で明らかになった、自社におけるテレワークに係る各課題について、その解決手法も含めてご検討ください。
- 自社にとって最適な「テレワークルール（我が社のベストバランス）」を決定してください。
例：定期的なミーティングの実施、コミュニケーションツールの導入、中抜け制度の導入 等

<新たな「テレワークルール（我が社のベストバランス）」の検討>

各企業等によって最適なテレワークルールは、異なります。「テレワーク勤務は週1日程度が良い」「フルリモートによる集中作業が最も効率的」等があります。テレワークの良さ、オフィス勤務の良さ、それぞれを踏まえた上で、自社従業員がより働きやすくなるよう、「自社にとって最適なテレワークとオフィス勤務のバランス」をご検討ください。

<Step③：検討した解決手法等を試行、検証>

Step②で決定した各課題の解決手法等に基づき、従業員がテレワークを試行し、検証を行うこと

Step②で決定した新たな「テレワークルール（我が社のベストバランス）」を基に、実際に従業員がテレワークを試行し、検証してください。

※ 試行・検証の所見（検証結果から得た気づき等）を支給申請書（様式第1号）にご記載ください。

<Step④：必要に応じて、課題の解決手法等を見直し>

Step③の検証結果を踏まえ、PTで各課題の解決手法等を改めて検討し、必要に応じて、見直しを行うこと

Step②で決定した新たな「テレワークルール（我が社のベストバランス）」について、必要に応じて、見直しを行い、自社にとって最適な「テレワークルール（我が社のベストバランス）」を定めてください。

※ 見直し有無に関わらず、見直し結果及びその結果に至るまでの経緯を支給申請書（様式第1号）にご記載ください。

<Step⑤：課題の解決手法等を社内に周知>

Step①から④までの実施により決定した、テレワークにおける各課題の解決手法等を社内に周知すること。

Step④で定めた自社にとって最適な「テレワークルール（我が社のベストバランス）」を社内に周知してください。なお、Step①以前の「テレワークルール」から変更がない場合でも、そのことを社内に周知してください。

（自社従業員に向けた社内周知方法）

例：従業員への一斉メール、社内グループウェア等によるウェブ上の周知、印刷物を執務室へ掲示、従業員へ配付 など

<取組実施にあたっての注意事項>

1. 上記Step①からStep⑤までのいずれかの取組を行っていない場合や、Step②の際にオンライン研修を受講していない場合、項目順どおりに行っていない場合は、奨励金を受給することはできません。また、本募集要項公開以前の取組は、奨励対象外です。
2. Step①の従業員調査において、6～7頁に記載した調査項目のいずれかを含んでいなかった場合、奨励金を受給することはできません。
3. 各Stepにおいて、取組実施を確認するための書類が提出されなかった場合や、提出された書類で取組実施が確認できなかった場合は、奨励金を受給することはできません。
4. 各Stepは、申請企業等が主体となって行ってください（申請企業等に所属していない者が主体となって取組を行った場合、奨励金を受給することはできません。）。
5. 「テレワークルール（我が社のベストバランス）」を定めなかった（各Stepの実施により、テレワーク規定の廃止などテレワークを今後継続しないとした。）場合、奨励対象外です。
※ 奨励事業の目的は、テレワークの定着を図ることです。
6. 審査において、必要に応じて、追加の書類提出を求める場合があります。

(4) 奨励金支給額

奨励金の支給額は、1支給対象事業者に対し最大40万円（基本額20万円＋加算額20万円）となります。なお、加算額のみ申請はできません。

●基本額（20万円）について

申請書類に不備がなく、Step①からStep⑤までのすべての取組を項目順どおりに実施した場合に支給します。

●加算額（20万円）について

Step①からStep⑤までの取組実施により、テレワークができない従業員が感じる不公平感の緩和に資する制度（柔軟な労働時間制度、出社手当制度等）や規定等を導入した場合には、奨励金が20万円加算となります。

（テレワークができない従業員が感じる不公平感の緩和に資する制度や規定等の例）

- ・テレワーク規定に定めたテレワーク対象者の範囲拡大（一部の職種から、全職種に対象範囲を拡大）
 - ・時差出勤制度の導入
 - ・出社手当、現場手当、暑さ手当など各手当の導入
- など

<加算額申請における注意事項>

1. 加算額の申請には、「様式第1号別紙」及び「テレワークができない従業員が感じる不公平感の緩和に資する制度や規定等を導入したことを確認できる書類」の提出が必要です。なお、加算額のみ申請及び支給はできません。
2. 基本額及び加算額の取組を、募集要項どおりに行っていない場合は、対象外となります。
3. 導入した制度や規定等の対象に、テレワークができない従業員が入っておらず、テレワークができない従業員が感じる不公平感の緩和に資さないものは、対象外となります。
4. 導入した制度や規定等は、就業規則や規程に定め、申請日までに労働基準監督署の届出を行ってください。（常時雇用する労働者が10人未満の企業等を含む。）
5. 審査において、必要に応じて、追加の書類提出を求める場合があります。

(5) 奨励金申請の受付期間

令和8年5月29日(金)～令和9年2月26日(金)

- ※ 受付期間最終日の23時59分受付分まで有効です。
- ※ 予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。
- ※ 申請は1支給対象事業者につき1回限りです(重複申請の場合、先に申請した内容を有効します。)
令和6年度から令和8年度に本奨励金を受給した企業等、申請中の企業等は申請できません。
- ※ 多くの申請があった場合は、審査に時間を要することがあります。
- ※ 同一代表者の申請は、別法人格であっても同一企業からの申請とみなします。従って、同一代表者の別法人格に重大な法令違反があった場合、奨励対象事業者となりませんので、ご注意ください。

2 支給対象事業者の要件

奨励金の支給申請日時点で、下記(1)及び(2)の要件をすべて満たしている事業者が対象となります。該当しない項目があった場合、申請することができません。

(1) 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言に関すること

東京都が実施する「テレワーク東京ルール」実践企業宣言へ登録していること

- ※ 登録までにテレワーク規定の整備が間に合わない場合は、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言の仮登録手続きを行ってください。(テレワーク規定は、後日、マイページからご提出ください。テレワーク規定を提出し、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言の登録が奨励金の申請までに完了しないと、奨励金の申請は行えません。)

◆ 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言への登録は、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言ウェブサイトよりオンラインにて行ってください。

URL : <https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>

受付窓口 : 03-6380-8581 (平日9時～17時)

※ 平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く

(2) 申請企業等に関すること

| | |
|---|--|
| | <p>都内で事業を営んでいる中堅・中小企業等であること。</p> <p>・常時雇用する労働者（※1）の数が999人以下の企業（※2）であること</p> <p>※1 常時雇用する労働者とは、次の①から③を指し、登録型派遣労働者は除きます。</p> <p>① 期間の定めなく雇用されている労働者</p> <p>② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者</p> <p>③ 日々雇用契約が更新される労働者でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる*労働者</p> <p>*「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。</p> <p>※2 企業とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める「特例有限会社」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人、医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項の規定に定める法人等（※3）。</p> <p>※3 法人等には、次のものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2第1項で定める「弁護士法人」に該当するもの ・ 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の2の2第1項で定める「監査法人」に該当するもの ・ 税理士法（昭和26年法律第237号）第48条の2で定める「税理士法人」に該当するもの ・ 行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の3で定める「行政書士法人」に該当するもの ・ 司法書士法（昭和25年法律第197号）第26条で定める「司法書士法人」に該当するもの ・ 弁理士法（平成12年法律第49号）第37条第1項で定める「弁理士法人」に該当するもの ・ 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の6で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの ・ 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第26条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの ・ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）に該当するもの ただし、次のアからエのいずれかを満たすものは除きます。 ア 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの ウ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの エ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体及び運営費の大半を公的機関から得ている法人等 ・ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第3の「協同組合法」に該当するもの ・ 労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する「労働者協同組合」に該当するもの（ただし、法人税法別表2の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表3の「協同組合法」に該当するものを除く。） ・ 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと ・ 個人事業主も含みます。ただし、都内税務署へ開業届を提出している必要があります。 ・ 法人の場合は都内に本店登記がある、又は支店・営業所等の事業所が都内にあること （都内での営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合は対象外です。） |
| ① | <p>都内に勤務する常時雇用する労働者を2人以上雇用していること</p> <p>都内に勤務する常時雇用する労働者のうち1人は、申請日時点で6か月以上継続して雇用しており、かつ雇用保険被保険者であること</p> |
| ② | <p>都税の未納付がないこと</p> <p>納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人住民税（個人については個人事業税及び都民税）の未納付がある場合は申請できません。</p> |

| | |
|---|--|
| ④ | <p>過去5年間に重大な法令違反等がないこと</p> <p>違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合、消費者庁の措置命令があった場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。</p> |
| ⑤ | <p>労働関係法令について、次のアからキを満たしていること</p> <p>ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上であること</p> <p>イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと。また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること</p> <p>ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること</p> <p>エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること</p> <p>オ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと</p> <p>カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること</p> <p>キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること</p> |
| ⑥ | <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと</p> |
| ⑦ | <p>暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと</p> |
| ⑧ | <p>就業規則を作成している場合は、労働基準監督署に届出を行っていること（常時雇用する労働者が10人未満の支給対象事業者でも、作成している場合は、労働基準監督署に届出を行っていること）</p> |
| ⑨ | <p>テレワーク規定を作成していること（常時雇用する労働者が10人未満の支給対象事業者も、労働基準監督署に届出を行っていること）</p> |
| ⑩ | <p>東京都が実施する「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度に登録し、「テレワーク推進リーダー設置」表示のある宣言書がウェブサイト上で発行されていること</p> |
| ⑪ | <p>本奨励金を受給（受給予定を含む）していないこと</p> |
| <p>その他、財団理事長が適当でないと判断した場合は本奨励金の対象外とする</p> | |

3 事前準備

(1) ブラウザ環境については、Google Chrome の最新バージョンをご利用ください。

Internet Explorer (E d g e の I E モードも含む) では、J グランツにおいて添付書類を正常にアップロードできない等の不具合が発生するためお控えください。また、S a f a r i においても同様の事象が発生する可能性があるため推奨しません。

(2) J グランツを利用するには、法人共通認証基盤「G ビズ I D」のアカウント (g B i z I D プライム) の取得が必要です。国 (デジタル庁) の G ビズ I D 運用センターによる審査があり I D 発行まで時間がかかるため、余裕を持ってご準備ください。

【G ビズ I D】公式ウェブサイト <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※ I D の取得方法については、画面上部の「手続きガイド」>「ご利用ガイド」>「アカウントをこれから作成される方」をご確認ください。

※ G ビズ I D の発行が間に合わないことに伴う申請期日の猶予はいたしません。G ビズ I D を取得できない場合は、郵送によりご申請ください。

※ 受付期間最終日の 23 時 59 分までに J グランツにより提出されたものを受け付けます。J グランツでメンテナンス等が発生する場合に備えて、余裕を持ってご申請ください。なお、**来所による持参提出は受け付けません。**

※ 申請の受信有無に関するお問合せには、一切応じられません。

4 支給申請

(1) 申請書類各種様式の入手方法

J グランツの補助金詳細画面にある「申請様式」からダウンロードしてください。

※ 当財団企業支援部雇用環境整備事業のウェブサイトでも入手できます。

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/tele-teichakukyoka/boshu/R8.html>

(2) 申請時の提出書類

支給申請提出書類一覧表 (17 頁~20 頁) をご参照ください。

※ 支給申請書 (様式第 1 号) の「2 担当者連絡先」欄は、**必ず申請企業等の担当者をご記載ください。**

(3) 申請書類の提出方法

以下の注意事項を確認の上、申請書類一式を J グランツの、テレワーク定着強化奨励金申請フォームにアップロードし、「申請する」ボタンをクリックしてください。申請後は、当財団からの差戻し (修正や追加の依頼など) があるまで内容の変更はできません。

(4) 申請・提出書類に関する注意事項

- ① 提出書類（アップロードデータ）の送付(送信)依頼には一切応じられませんので、申請企業等が必ず申請書類の控え及びバックアップを取って保管してください。
- ② 申請に関する各種様式には、すべて履歴事項全部証明書どおりに企業名、代表者名等をご記載ください。
- ③ 審査の必要に応じて、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合があります。なお、求めに応じない場合には原則として奨励対象外となります。
- ④ 申請書類の不備や申請内容に不明な点がある場合、J グランツのコメント機能や、電話、メール等で確認いたします。その際、申請内容を説明できる申請企業等の担当者の方がご対応ください。
- ⑤ 必要に応じて、職員による立ち入り調査を実施します。
- ⑥ 申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は申請企業等の負担となります。
- ⑦ 審査の結果、不支給となることがあります。
- ⑧ 追加書類の提出期限を過ぎた場合や申請内容に関する確認又は問い合わせに対して、回答がない場合等には、本申請を辞退したものとみなします。
- ⑨ J グランツの利用規約及びプライバシーポリシーに同意することが必要です。なお、本奨励金では、申請企業等の在籍者以外（社会保険労務士や行政書士等）による、J グランツでの代行申請はできません。代行申請する場合は、郵送によりご申請ください。
- ⑩ 申請は1事業者につき1度限りです。重複した申請は無効となります。
- ⑪ 電子申請と郵送での申請の併用はできません。

5 審査結果の通知（支給決定・不支給決定）

- ① 審査結果は、J グランツにて通知します（支給決定通知書又は不支給決定通知書の電子ファイルを添付）。
- ② 審査の経過・結果に関するお問合せには、一切応じられません。
- ③ 審査の結果、支給決定されない（不支給決定となる）場合や奨励金支給申請額と奨励金支給決定額が異なる場合があります。

6 申請の撤回

支給決定前に支給申請を撤回する場合、J グランツにある所定の申請フォームから速やかに支給申請撤回届出書（様式第5号）をご提出ください。支給決定日以後に支給申請を撤回する場合は、支給決定通知受領後14日以内に支給申請撤回届出書（様式第5号）をご提出ください。なお、支給申請の撤回を行った場合、申請受付期間中であれば再度支給申請することが可能です。

7 奨励金請求

支給対象事業者は、支給決定通知書の受領後に、J グランツにある所定の申請フォームに奨励金

請求に係る必要事項を入力の上、ご申請ください。

なお、奨励金の支払は、当該請求の受付を完了してから1か月程度かかります。

※ 電子申請の場合、Jグランツにある所定の申請フォームを入力するため、奨励金請求書兼口座振替依頼書（様式第6号）、印鑑証明書（個人事業主の場合は印鑑登録証明書）の提出は、不要です。

8 名称等の変更

支給対象事業者の名称、所在地、代表者を変更する場合は、変更届出書（様式第4号）及び当該変更の事実が確認できる証明書類（履歴事項全部証明書等）をJグランツにある所定の申請フォームから速やかにご提出ください。

※ 登記の変更を完了した後、まずGビズIDの登録情報を変更してから、当財団まで変更の届出を行ってください。

9 奨励金支給決定の取消、奨励金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、奨励金支給決定を取り消すことがあります。支給決定を取り消した場合において、既に支給対象事業者に奨励金が支給されているときは、期限を定めて奨励金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もありますので、ご注意ください。なお、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等について公表を行うことがあります。

- ① 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき、又は受けようとしたとき
- ② 奨励金の支給決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき
- ③ 廃業及び倒産等により奨励事業の実施が客観的に不可能となったとき
- ④ 「テレワーク定着強化奨励金支給要綱」（以下「要綱」という。）第4条8号に定める暴力団員等の該当者又は関係者であることが判明したとき
- ⑤ 申請の要件に該当しない事実が判明したとき
- ⑥ その他の補助金等の支給の決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令又は要綱に基づく命令に違反したとき

10 奨励事業完了後の注意事項

奨励事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は、支給決定のあった日の属する会計年度終了後、5年間保存しなければなりません。

11 支給対象事業者（申請企業等）の情報取扱い

（1）個人情報保護

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「公益財団法人東京しごと財団個人情報保護基本方針」及びその他の関係法令に基づいて管理します。申請者は、提出書類に奨励事業に関係のない個人情報が含まれている場合、必要に応じてその部分を黒塗りする等の対応をお願いします。

(2) 利用目的

- ① 審査にあたり外部専門家に意見を聞くことがあります。
- ② 本奨励事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- ③ 本奨励事業の普及啓発のために使用する場合があります。
- ④ 他の奨励金制度など各種事業案内等の送付を行う場合があります。
上記④を辞退される方は、本奨励事業の担当者までご連絡ください。

(3) 第三者への提供 ※ 以下により行政機関へ提供する場合があります。

- ① 提供する目的
 - ア 財団からの行政機関への事業報告
 - イ 行政機関からの各種事業案内等の送付
上記イを辞退される方は、本奨励事業の担当者までご連絡ください。
- ② 提供する項目
氏名・連絡先等、及び申請書に記載の内容
- ③ 提供手段
提出資料（申請資料等）の写し

(4) 「手続サクサクプロジェクト」への参加のお願い

本申請等において J グランツでご提供いただいた法人情報等について、東京都によるデータ収集にご同意いただいた場合は、上記（2）及び（3）にかかわらず、今後、東京しごと財団をはじめ、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の J グランツでの申請手続きの際にデータ入力を省略可能とする取組に利用させていただきます。

東京都によるデータ収集に関する同意につき、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※ 「手続サクサクプロジェクト」の詳細及びお問合せ先は以下 URL 先をご確認ください。

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/ict/base_registry

(5) 事業者名の公表

奨励金の支給を受けられた支給対象事業者に関しては、企業名、代表者名、住所、電話番号、業種、労働者数、支給年度、奨励金額を公表する場合があります。

(6) その他

本奨励事業は、本募集要項によるほか、要綱、「テレワーク定着強化奨励金支給要領」（以下「要領」という。）の定めるところに従って実施されます。

II. 提出書類に関すること ※ 郵送による申請と電子申請の併用はできません。

1 支給申請 提出書類一覧表 (各書類すべて写し可) **必ず控えを保管してください。**

| 提出書類 | | 注意事項 |
|------------------------|--|---|
| 支給申請書及び誓約書 | | |
| ① | 支給申請書 (様式第1号) | <ul style="list-style-type: none"> 提出日(送信日)を記入すること 事業者(法人)の名称、所在地、代表者の役職・氏名について、履歴事項全部証明書の内容に基づいて記載すること 個人事業主の場合は、「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」を住民票記載事項証明書のとおりに記載すること 代表者氏名については、<u>記名可</u> |
| ★ | 加算申請書 (様式第1号別紙) | <ul style="list-style-type: none"> ■加算額を申請する企業等のみ提出すること 提出日(送信日)を記入すること ※ ①「支給申請書(様式第1号)」と同一の日付を記入すること ■様式第1号別紙(2)に記載した根拠書類を添付の上(一緒に)、提出すること |
| ② | 誓約書 (様式第2号) | <ul style="list-style-type: none"> 提出日(送信日)を記入すること ※ ①「支給申請書(様式第1号)」と同一の日付を記入すること 事業者(法人)の名称、所在地、代表者の役職・氏名について、履歴事項全部証明書の内容に基づいて記載すること 個人事業主の場合は、「企業等の所在地」の上に「個人の住所地」を住民票記載事項証明書のとおりに記載すること 代表者氏名については、本人が署名すること |
| 支給対象事業者であることを確認するための書類 | | |
| ③ | 雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書(事業主通知用) ※ 労働者2人分 | <ul style="list-style-type: none"> 都内に勤務する常時雇用する労働者(申請日時点で雇用保険加入期間が6か月以上経過している方)を選定すること ※ 都外に本社があり、雇用保険の手続きをすべて本社で一括して行っている場合は、都内で勤務していることを確認するため、あわせて当該労働者の労働(雇用)契約書又は労働条件通知書を提出すること ※ 雇用保険被保険者が2人いない場合には、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」を1人分、「労働(雇用)契約書」又は「労働条件通知書」を1人分提出すること(都内に勤務する常時雇用する労働者に限る) |
| ④ | 就業規則(本則) ※ 右記注意事項を確認の上、該当する場合は提出 | <ul style="list-style-type: none"> ■常時雇用する労働者が10人以上の企業等の場合 <ul style="list-style-type: none"> 申請日時点で運用しているもの、かつ、労働基準監督署の届出印のあるものを提出すること(必須) ■常時雇用する労働者が10人未満の企業等の場合 <ul style="list-style-type: none"> 作成している場合は、申請日時点で運用しているもの、かつ、労働基準監督署の届出印のあるものを提出すること ■すべての申請企業等に共通の注意点 <ul style="list-style-type: none"> Step①～④を経て改定を行った場合、改定した内容を確認できる新旧対照表を添付すること ※ 追加書類の提出を依頼することがあります |

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| ⑤ | テレワーク規定 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日時点で運用しているもの、かつ、労働基準監督署の届出印のあるものを提出すること（必須） ※ 常時雇用する労働者が10人未満の企業等も含む Step①～④を経て、改定が必要な制度導入（例：中抜け制度）等を行った場合、改定後のものであること ※ 改定を行った場合、改定した内容を確認できる新旧対照表を添付すること |
| ⑥ | 会社案内又は会社概要 (ウェブサイトの写しなど) | <ul style="list-style-type: none"> 事業者（法人）の名称、所在地（支店等含む）、代表者の役職・氏名等の記載があるもの ※ 上記項目を網羅したものであれば、自社で作成した文書でも可 |
| | 商業・法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) | <ul style="list-style-type: none"> 申請日時点で発行日から3か月以内のもの |
| 個人事業主の場合 | | |
| ⑦ | 個人事業の開業・廃業等 届出書 | <ul style="list-style-type: none"> 事業所の所在地が都内であること 税務署の届出印があること |
| | 住民票記載事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主の氏名及び住所、生年月日が記載されていること 申請日時点で発行日から3か月以内のもの |
| ★ | 水道光熱費の請求書 又は領収書、賃貸借契約書等 ※ 右記注意事項を確認の上、 該当する場合は提出 | <ul style="list-style-type: none"> 登記上の本店と本社機能を持つ事業所が異なる場合、本社機能を持つ事業所の所在地で事業を営んでいることが確認できる書類を提出すること。登記上の本店と本社機能を持つ事業所の両方が都外の場合、労働者が所属する都内事業所分も提出すること |
| | 法人都民税及び法人事業税 の納税証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 申請日時点で納期が到来している直近の決算期の納税証明書を提出すること ※ 19頁～20頁参照 |
| 個人事業主の場合 | | |
| ⑧ | 個人都民税（居住地分・ 事業所地分）及び 個人事業税の納税証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主の居住地、事業所地に係るそれぞれの納税証明書を提出すること ※ 20頁参照 |
| 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度への登録に関する資料 | | |
| ⑨ | 「テレワーク東京ルール」 実践企業宣言制度への登録に 関する資料 | <ul style="list-style-type: none"> 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言ウェブサイトにて登録申請後に発行される「テレワーク東京ルール」実践企業宣言書を印刷したもの（「テレワーク推進リーダー設置」表示があること） ※ 詳細は「テレワーク東京ルール」実践企業宣言登録申請ページをご参照ください。 https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/application/ |
| 奨励事業内容を確認するための書類 | | |
| ⑩ | 従業員調査の調査項目・ 調査結果を確認できる資料 | <ul style="list-style-type: none"> 調査日、調査項目及び調査結果をまとめた集計表を提出すること ※ 各従業員の回答用紙は、提出不要 |

《 都税の納税証明書について 》

法人の場合

- ① **法人住民税及び法人事業税**の納税証明書をご提出ください（2税目が1枚にまとまっても可）。
- ② 申請日時時点で納期が到達している直近の決算期の納税証明書をご提出ください。
- ③ 申請日時時点で初めての納期限前の場合は、**都税事務所に**届け出た法人設立届の写しをご提出ください。
- ④ 申請日時時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないため、まだ一度も支払っていない場合は、前年度分の納税証明書をご提出ください。
- ⑤ 納税直後のため納税証明書の発行が受けられない場合は、申請日時時点で発行される最新の納税証明書（前期納税分）と直近で納付した際の領収証書（領収日付印のあるもの）の写しをご提出ください。

個人事業主の場合

- ① **個人住民税（居住地分、事業所地分）**及び**個人事業税**の納税証明書をご提出ください。
- ② 申請時点で納税額が確定している直近年度の、直近の納期到達分をご提出ください。
- ③ 申請日時時点で納税額が確定している直近年度について、納期が到達していないためまだ一度も支払っていない場合は、前年度分について納税証明書をご提出ください。
- ④ 納税直後のため納税証明書の発行が受けられない場合は、申請日時時点で発行される最新の納税証明書（前期納税分）と直近で納付した際の領収証書（領収日付印のあるもの）の写しをご提出ください。

非課税の場合

課税されない理由が分かるものとして、次の書類をご提出ください。

- ① 社会福祉法人等
 - ・ 定款及び決算報告書（いずれも写し）
 - ・ その他収益事業を営んでいないことが分かるもの
- ② 個人事業主
 - ・ 確定申告書第一表及び第二表の写し（税務署受付印が押印されたもの。電子申請の場合は、電子申請完了画面の写しを添付してください。）
 - ・ 所得税青色申告決算書の写し
- ③ 社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人に該当し収益事業による所得の90%が本来の目的に充てられている場合は、以下の書類をご提出ください。
 - ・ 法人住民税の課税・非課税の判定票（収益事業に係る所得金額に関する計算書）の写し
 - ・ 確定申告書の写し

(参考1) 法人・個人事業主別 提出が必要な納税証明書一覧

| 企業等の形態 | 税目 | 提出が必要な書類 | 証明書発行機関 |
|--------|--------------------------------|---------------------------------|--|
| 法人 | 法人都民税 | 法人都民税納税証明書 | 都税事務所 |
| | 法人事業税 | 法人事業税納税証明書 | |
| | 非課税 | 非課税を証明する書類 | 20頁「(参考2) 社会福祉法人等における提出が必要な納税関係の証明書類」参照 ※ 収益事業を行っている場合、法人事業税、法人都民税それぞれの納税証明書が必要 |
| 個人事業主 | 個人都民税 (居住地分) ※ 住所地在都内の場合 | 住民税納税証明書 (居住地分) | (居住地の) 区市町村の役所 |
| | 個人都民税 (事業所地分) | 住民税納税証明書 (事業所地分) | (事業所地の) 区市町村の役所 |
| | 個人事業税 | 個人事業税納税証明書 | 都税事務所 |
| | 個人事業税が 非課税の場合 | ・ 確定申告書第一表及び第二表 ・ 所得税青色申告決算書 | |

※ 都内で事業を行っている場合は、開業地の区市町村でも課税されている可能性が高いため、開業地での区市町村に課税対象となっていないかどうかをお問合せください。区市町村に確認した結果、非課税であれば、区市町村発行の「非課税証明書(写し可)」をご提出ください(納税している場合は、区市町村発行の「納税証明書(写し可)」をご提出ください。)

(参考2) 社会福祉法人等における提出が必要な納税関係の証明書類

| 法人等の形態 | 社会福祉法人・学校法人 | 特定非営利活動法人(NPO法人) |
|-------------|----------------|-------------------------------|
| 収益事業を行っている | 法人都民税納税証明書 | 法人都民税納税証明書 |
| | 法人事業税納税証明書 | 法人事業税納税証明書 |
| 収益事業を行っていない | 定款又は寄付行為、決算報告書 | 定款、決算報告書、 都民税(均等割) 免除決定通知書 |

2 奨励金請求 手続

- ・ J グランツにある所定の申請フォームのページを開き、奨励金の振込先の金融機関に関する情報（口座番号、口座名義等）をご入力ください。
- ・ 奨励金請求書兼口座振替依頼書（様式第 6 号）及び印鑑証明書（個人事業主の場合は印鑑登録証明書）等の書類提出は、不要です。
 - ※ 支給決定通知書を受領後、速やかに J グランツで奨励金の請求をご申請ください。
 - ※ 請求後 1 か月程度で指定口座に奨励金の振込を行います。
 - ※ 支給対象事業者の名称、所在地、代表者を変更した場合は、登記の変更を完了した後、G ビズ I D の登録情報を修正の上、所定の申請フォームから変更の届出が必要となります（15 頁）。奨励金請求は、変更の届出後に行ってください。

● 「テレワーク定着強化奨励金」に関するお問合せ先

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 テレワーク定着支援係

☎ 03-5211-0395（平日 9 時～17 時）

※ 平日 12 時～13 時、土日・祝日、年末年始を除く

● 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言への登録に関するお問合せ先

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言事務局 E-mail : info@teleworkrule-tokyo.jp

☎ 03-6380-8581（平日 9 時～17 時）

※ 平日 12 時～13 時、土日・祝日、年末年始を除く